

住之江区在宅医療・介護連携推進会議開催要綱

(目的)

第1条 住之江区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、「住之江区在宅医療・介護連携推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(業務)

第2条 推進会議の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組の現状把握
- (2) 課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、主治医・副主治医制導入の検討、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発等）の抽出及び対応策の検討
- (3) 対応策の実施に向けた企画の検討・調整
- (4) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は別表に掲げる在宅医療及び介護の関係者によって構成する。また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

(運営)

第4条 推進会議の運営は住之江区役所保健福祉課で行う。

(守秘義務)

第5条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、住之江区役所保健担当課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（順不同）

一般社団法人 大阪市住之江区医師会
一般社団法人 住之江区歯科医師会
一般社団法人 住之江区薬剤師会
住之江区病院連絡協議会
住之江区訪問看護ステーション連絡会
住之江区栄養士協議会
住之江区理学療法士会
住之江区介護保険施設協議会
住之江区居宅介護支援事業者連絡会
住之江区訪問介護事業者連絡会
住之江区地域包括支援センター
さきしま地域包括支援センター
安立・敷津浦地域包括支援センター
加賀屋・粉浜地域包括支援センター
社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会
すみのえつながりケアネット連絡会
住之江区在宅医療・介護連携相談支援室
住之江区役所